装管原第３９９３号
令和２年３月１８日
一部改正　装管原第１７５８２号
令和２年１２月２２日
一部改正　装管原第４８７３号
令和３年３月３１日

大臣官房会計課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
防衛監察本部総務課長　殿
各地方防衛局総務部会計課長
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁装備政策部装備制度管理官
防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官
防衛装備庁調達管理部調達企画課長
防衛装備庁調達事業部各調達官
防衛装備庁航空装備研究所会計課長
防衛装備庁陸上装備研究所総務課長
防衛装備庁艦艇装備研究所総務課長
防衛装備庁電子装備研究所総務課長
防衛装備庁先進技術推進センター企画室長
防衛装備庁各試験場長

防衛装備庁調達管理部原価管理官
（　公　印　省　略　）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための
細部事項第９項及び第１０項の規定に係る計算について（通知）

標記について、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第８３号。２７．１０．１）第９項及び第１０項の規定に基づき、下記のとおり定め、令和２年４月１日から施行することとしたので通知する。

なお、この通知は、この通知の施行の日後に締結した契約に適用し、この通知の施行の日までに締結した契約の変更契約については、なお従前の例による。

また、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項第９項に規定する初度費に係る計算について（装管原第７５６４号。令和元年１０月８日）は令和２年３月３１日をもって廃止する。

記

１　目的

この要領は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第８３号。２７．１０．１）（以下「細部事項通知」という。）第９項及び第１０項の規定に基づき、計算の細部事項について定めるものである。

２　用語の定義

この通知における用語の定義は、細部事項通知に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

３　初度費に係る計算

細部事項通知第９項第２号について、物別官室長及び関係課長は、細部事項通知第９項第１号に規定する以外において、計算の細部事項に関する疑義等が生じた場合は、別記様式により原価管理官と協議するものとする。

４　選定された協力企業の分担部位に係る計算の特例

防衛省による機種等選定に基づく装備品等に係る契約の製品費及び初度費のうち協力企業が取得する専用治工具等の費用については、主契約者に係る一般管理及び販売費率、利子率及び利益率の付加対象としないものとする。

５　原価管理官通知の見直し

本通知は、必要に応じて見直すものとする。

別記様式（第３項関係）

初度費に係る計算の細部事項に関する協議書

第　　号

発簡　年　月　日

原価管理官 殿

官室長等

初度費に係る計算の細部事項について

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項第９項及び第１０項の規定に係る計算について（通知）第３項に基づき、以下の契約について疑義等が生じたので協議する。

官室長等	調達管理官	班長						

疑義等の内容	
調達要求番号	
品名	
疑義等の項目（費目）	
関係する官室等及び関係する契約	
疑義等の内容 （具体的に記入のこと）	

第　　号

発簡　年　月　日

官室長等　殿

原価管理官

原価管理官	原価管理制度総括官	原価管理班長	価格算定制度班長	

上記契約に関して、以下のとおり回答する。